

○厚生労働省告示第百七十八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般医薬品等を次のように定め、平成二十九年一月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般医薬品等

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とする。

- 一 アシクロビル
- 二 アシタザノラスト
- 三 L-アスパラギン酸カルシウム
- 四 アゼラスチン
- 五 アモロルフィン

- 六 アルミノプロフェン
- 七 アンブロキシール
- 八 イコサペント酸エチル
- 九 イソコナゾール
- 十 イソチペンジル（歯痛・歯槽膿漏薬に限る。）
- 十一 イブプロフェン
- 十二 イブプロフェンピコノール
- 十三 インドメタシン
- 十四 ウフェナマート
- 十五 エキサラミド
- 十六 エコナゾール
- 十七 エバスチン
- 十八 エピナスチン
- 十九 エプラジノン
- 二十 エメダスチン
- 二十一 オキシコナゾール

- 二十二 オキシメタゾリン
- 二十三 オキシセサゼイン
- 二十四 カルボシステイン
- 二十五 クロトリマゾール（ちゅう腔カンジダ治療薬に限る。）
- 二十六 クロモグリク酸
- 二十七 ケトチフェン
- 二十八 ケトプロフェン
- 二十九 ゲファルナート
- 三十 シクロピロクスオラミン
- 三十一 ジクロフェナク
- 三十二 シメチジン
- 三十三 ジメモルファン
- 三十四 スルコナゾール
- 三十五 セチリジン
- 三十五 精製ヒアルロン酸ナトリウム
- 三十六 セチリジン

- 三十七 セトラキサート
- 三十八 ソイステロール
- 三十九 ソファルコン
- 四十 チオコナゾール
- 四十一 チキジウム
- 四十二 チメピジウム
- 四十三 テプレノン
- 四十四 テルビナフィン
- 四十五 トラニラスト
- 四十六 トリアムシノロンアセトニド
- 四十七 トリメブチン
- 四十八 トルシクラート
- 四十九 トロキシピド
- 五十 ニコチン
- 五十一 ニザチジン
- 五十二 ネチコナゾール

- 五十三 ピコスルファート
- 五十四 ビソキサチン酢酸エステル
- 五十五 ビダラビン
- 五十六 ヒドロコルチゾン酪酸エステル
- 五十七 ビホナゾール
- 五十八 ピレンゼピン
- 五十九 ピロキシカム
- 六十 ファモチジン
- 六十一 フェキサソフェナジン
- 六十二 フェルビナク
- 六十三 ブチルスコポラミン
- 六十四 フッ化ナトリウム（洗口液に限る。）
- 六十五 ブテナフィン
- 六十六 プラノプロフェン
- 六十七 フラボキサート
- 六十八 フルチカゾンプロピオン酸エステル

- 六十九 フルニソリド
- 七十 プレドニゾロン吉草酸エステル
- 七十一 プロピベリン
- 七十二 ブロムヘキシシ
- 七十三 ベクロメタゾンプロピオン酸エステル
- 七十四 ベタメタゾン吉草酸エステル
- 七十五 ヘプロニカート
- 七十六 ベポタスチン
- 七十七 ペミロラストカリウム
- 七十八 ポリエチレンスルホン酸
- 七十九 ポリエンホスファチジルコリン
- 八十 ミコナゾール
- 八十一 メキタジン
- 八十二 メコバラミン
- 八十三 ユビデカレノン
- 八十四 ラニチジン

八十五 ラノコナゾール

八十六 ロキサチジン酢酸エステル

八十七 ロキソプロフェン

八十八 ロペラミド

八十九 ロラタジン